

横浜市
小児医療費助成制度
現物給付の手引き
(施術師用)

※神奈川県国民健康保険団体連合会へ請求する場合

令和8年6月施術分以降

令和8年6月1日

横浜市健康福祉局医療援助課

横浜市の請求支払の概要

横浜市では、令和8年6月1日の診療分から、制度対象年齢が18歳年度末（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）までの方で、横浜市内に住所があり健康保険に加入している全てのお子さまが助成の対象となり、保険診療分の一部負担金全額を助成します。

1 通院の助成内容

施術1回につき、次の金額を助成します。

- (1) 保険給付対象の一部負担金額
- (2) 公費負担医療に対する一部負担金額
 - ・公費負担医療の適用後の自己負担額

2 対象医療機関等

柔道整復師の施術、鍼灸、あんま、マッサージ師の施術

3 診療報酬請求書の請求先

神奈川県国民健康保険団体連合会

4 支払方法

診療報酬等と合算して指定された口座に振り込みます。

請求要領

1 請求方法

公費負担医療に準じた請求とします。

2 公費負担者番号の設定

法別番号を「81」とし、公費負担者番号は次の通りです。

なお、令和5年8月1日から一部負担金のある医療証がなくなり、令和5年8月診療分からは、一部負担金ありの公費負担者番号は使用していません。

【公費負担者番号（令和5年8月診療分～）】

	一部負担なし	一部負担あり		一部負担なし	一部負担あり
鶴見区	81144016	81144511	金沢区	81144107	81144602
神奈川区	81144024	81144529	港北区	81144115	81144610
西区	81144032	81144537	緑区	81144123	81144628
中区	81144040	81144545	青葉区	81144172	81144677
南区	81144057	81144552	都筑区	81144180	81144685
港南区	81144065	81144560	泉区	81144164	81144669
保土ヶ谷区	81144073	81144578	栄区	81144156	81144651
旭区	81144081	81144586	戸塚区	81144131	81144636
磯子区	81144099	81144594	瀬谷区	81144149	81144644

※横浜市請求コードは、従前のおり「81144008」となります。

- ### 3 申請書の作成 別添「柔道整復施術療養費支給申請書の場合」「はり・きゅう施術療養費支給申請書の場合」「マッサージ施術療養費支給申請書の場合」及び国民健康保険団体連合会ホームページを参照し作成してください。

小児医療証様式

1 医療証

令和5年8月1日から、すべての小児医療証の自己負担上限額は「0円」のものになります。

一部負担なし

◇横浜市小児医療証		年	月	日	交付
負担者番号	81*****	受給者番号	1234567		
住所					
氏名					
生年月日	年	月	日		
有効期間	年	月	日から		
	年	月	日まで		
自己負担上限額（一部負担金） 0円					
発行者 横浜市長					印

自己負担上限額 (一部負担金)	0円
--------------------	----

令和5年8月からは一部負担金が「0円」になっています